

令和 6 年 5 月

お客さま各位

山梨信用金庫

財形貯蓄預金規定の改定について

平素より山梨信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下のとおり財形貯蓄預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、今般の改定につきましては、令和 6 年 6 月 3 日以降が預入日となる新規口座および自動継続口座に適用させていただきます。

記

1. 改定する規程

- ・一般財形預金（財産形成期日指定定期預金）規定
- ・財形年金預金規定
- ・財形住宅預金規定

2. 改定日

令和 6 年 6 月 3 日（月）

3. 改定内容

一般財形預金（財産形成期日指定定期預金）規定	
新	旧
4.（利息） （4） この預金を第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <u>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。</u> ① 6 か月未満 2 年以上利率×30% ② 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60% ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	4.（利息） （4） この預金を第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は、<u>預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u>

2 年以上利率×70%	
⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	
2 年以上利率×90%	

財形年金預金規定	
新	旧
4. (利息) (3) この預金を第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。 A. 6 か月未満 2 年以上利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×90% ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M 型）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算します。 A. 6 か月未満 前記(1)②の適用利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 前記(1)②の適用利率×50%	4. (利息) (3) この預金を第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×90% ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M 型）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算します。 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 前記(1)②の適用利率×50%

財形住宅預金規定	
新	旧
4. (利息) (3) この預金を第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点	4. (利息) (3) この預金を第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点

第4位以下は切捨てます。) によって1年複利の方法により計算します。 ① 6か月未満 2年以上利率×30% ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%	第3位以下は切捨てます。) によって1年複利の方法により計算します。 ① 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
---	--